

令和8年度奈良市災害対策本部図上訓練支援業務委託に係る仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「甲」という。）が委託する「奈良市災害対策本部図上訓練支援業務（以下「図上訓練」という。）」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について適用する。

1 業務の目的

当該業務は、災害対策本部員を対象として、災害対策本部の設置及び運営における訓練を通じて、市の災害対応能力の実効性を飛躍的に向上させること及び各種計画・マニュアル等の検証を行うことを目的とする。

2 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 訓練の概要

(1) 実施回数

3回

(2) 実施時期

ア 第1回（令和8年7月15日（水））

イ 第2回（令和8年9月1日（火））

ウ 第3回（第4四半期）

(3) 訓練内容等

ア 第1回（令和8年7月15日（水））

(ア) 訓練内容

発災時の災害対策本部立ち上げから避難所開設・運営開始までを焦点とする災害対策本部運営

(イ) 訓練参加者

プレーヤー：災害対策本部要員、関係機関リエゾン

コントローラー：乙、危機管理課職員の一部

(ウ) 主要実施項目

a 災害対策本部の運営

b 救助及び救護等の情報収集活動

c 避難所開設・運営に関する指示（避難の把握、物資の配布等）

イ 第2回（令和8年9月1日（火））

(ア) 訓練内容

広域避難調整、人的支援・物資支援の所要把握から実施に係る活動

(イ) 訓練参加者

プレーヤー：災害対策本部要員、関係機関リエゾン、避難所運営委員会（自主防

災組織等)

コントローラー：乙、危機管理課職員の一部

(ウ) 主要実施項目

- a 広域避難に係る県（コントローラー）との調整（市側の対応の整理）
- b 災害ケースマネジメント（保健・衛生活動など、人的支援ニーズへの対応）
- c 物資調達、輸送調整
- d 遺体の取扱い
- e 災害廃棄物対策

ウ 第3回（第4四半期）

(ア) 訓練内容

罹災証明書等の発行に関連する活動

(イ) 訓練参加者

プレーヤー：災害対策本部要員、関係機関リエゾン、
コントローラー：乙、危機管理課職員の一部

(ウ) 主要実施項目

- a 罹災証明書発行業務
- b 支援金、公費解体、仮設住宅等に関する手続き業務

(4) 実施場所

奈良市役所中央棟3階災害対策本部室及び6階正庁等

(5) 想定する災害

奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震（想定マグニチュード7.5。以下「奈良盆地東縁断層帯地震」という。）

(6) 訓練方法

図上シミュレーション訓練（ロールプレイング方式）

(7) 訓練参加機関等

奈良市災害対策本部規程（平成22年12月2日災害対策本部告示第2号。以下「災害対策本部規程」という。）第2条第1項に規定されている部等

4 業務内容

(1) 事業計画書（スケジュール、業務実施体制等を含む。）の作成

乙は、業務主担当者、業務担当者等（後方支援者も含む。）の業務実施体制及び緊急時の連絡体制図（後方支援者も含む。）等の事業計画書を契約締結後速やかに提出すること。

(2) 図上訓練の企画・準備等

乙は、奈良盆地東縁断層帯地震の発生を想定した図上訓練について、次に掲げる項目の詳細を甲とともに検討・整理し、訓練実施に係る必要な資料を作成し、甲が定める期日までに提出すること。

ア 訓練実施要領

- イ 訓練シナリオ
- ウ 被害想定
- エ 達成目標
- オ 訓練編成表
- カ 訓練通信連絡網図
- キ スケジュール
- ク 前提条件（訓練開始前の状況）
- ケ 状況付与計画
- コ 訓練会場図
- サ コントローラー資料
- シ 訓練評価資料
- ス 訓練改善検討用紙
- セ その他甲が必要とするもの

なお、本業務の履行については、甲が保有する資料、設備等を可能な限り乙に提供又は貸与するものとする。

(3) 状況付与計画の作成

乙は、甲と協議のうえ、前提条件（訓練開始前の状況）、第2次奈良県地震被害想定調査報告書（平成16年公表・奈良県）及び令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた具体的な状況付与計画及び応答要領等を作成し、訓練実施の2週間前までに提出すること。

(4) 打ち合わせ

乙は、本業務の主要な区切り（着手時、事前説明会前、図上訓練等）において、検討結果等を整理し、甲と打合せするものとする。また、打ち合わせの記録は、打ち合わせの都度作成し、その作成は乙が行うものとする。乙は、作成した打ち合わせの記録を1週間以内に甲に提出すること。

(5) 事前説明の実施等

乙は、図上訓練について、訓練に参加する者が訓練の方法等をあらかじめ理解し、効果的な訓練を実施することができるよう、参加者等を対象とする事前説明会を実施すること。事前説明会においては、災害対策本部事務局の体制、具体的活動等について併せて説明すること。

なお、甲が訓練参加者以外の職員等に対する研修資料とするため、事前説明会を撮影した動画のデータを提出することとし、撮影した動画に関する一切の権利については、甲に属するものとする。

(6) 図上訓練当日のコントローラー

乙は、図上訓練当日のコントローラーを担い、状況付与計画に沿って訓練参加者等に対し状況付与及び応答を行う。また、コントローラー全体の総括を行うこと。

(7) 図上訓練当日のプレイヤー支援

乙は、図上訓練当日、訓練参加者等の活動を確認し、適宜プレイヤーが状況付与に対

して適切に対応できるよう助言等を行うこと。

(8) 図上訓練における各部等の対応活動の検証及び改善事項の提案

乙は、図上訓練における活動の様子や訓練参加者が作成した訓練改善検討用紙等を分析及び検証することにより課題を抽出し、今後の災害対策本部運営に関する改善事項の提案等を行うこと。

(9) 報告書の作成

乙は、本業務として取り組んだ事項を取りまとめた「業務完了報告書」を作成し、本業務完了時には速やかに甲に業務完了報告書を提出するとともに、検査（検収）を受けなければならない。

5 貸与物品

甲から貸与する各種物品等については、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分に注意し、慎重に取り扱うこと。また、業務完了後は速やかに返納すること。

貸与する各種物品等の受領に際しては、乙は受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。

6 特記事項等

(1) 乙は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を甲の了解なく第三者に漏らしてはならない。

(2) 乙は、甲からの貸与物品及び本業務の成果物については、当該業務においてのみ使用すること。

(3) 乙は、本仕様書に基づく業務により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用してはならない。また、個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意するものとする。

なお、これらは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

(4) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって甲に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権・肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害等の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負

担において一切の処理を行うこととする。

- (8) 甲は、契約締結後、乙が本仕様書に従わない場合は、その時点で契約を解除することがある。その場合は、当該時点において完了していない業務等のために要した費用は乙の負担とする。
- (9) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

7 その他

- (1) 乙は、本業務の実施に関し、甲から指示されたことについては、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (2) 打ち合わせ・協議への出席に係る乙の旅費は、委託料に含むものとし、資料の収集等に要する費用は、乙の負担とする。なお、甲乙の対面による打合せ協議等を開催することが困難となる特別な理由があると認められる場合は、Web 会議等の代替手段により開催することができるものとする。ただし、この場合、Web 会議等を行うための環境は乙が整えるものとする。
- (3) 実災害等により、予定の日時に訓練等が実施できない場合については、甲が定める予備日に実施することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度甲と協議すること。

8 問い合わせ先

奈良市危機管理監危機管理課

住所：奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話番号：0742-34-4930

メールアドレス：kikikanri@city.nara.lg.jp